

平成17年度資金管理業務に関する事業計画書(案)
(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

当財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成17年度事業として主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時まで、制度本格施行時の既販車のうち、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについては最初の継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査時まで、継続検査等を受けずに使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行う。

なお本年度は、新車登録・検査時預託約597万台分、継続検査時等預託約3,145万台分、引取時預託約404万台分が見込まれる。

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用する。

なお本年度の新規運用額は、約3,789億円が見込まれる。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)、及び情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行う。

なお本年度は、シュレッダーダスト約348万台分、フロン類約281万台分、エアバッグ類約95万台分、情報管理料金約367万台分が見込まれる。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済みの自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還する。

なお本年度は、約10万台分が見込まれる。

5. 剰余金(特定再資源化預託金等)の確定と出えん

剰余金が一定程度発生した場合には、経済産業・環境大臣の承認を受けて、指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)による離島対策等支援事業に活用すべく、その確定と出えんを行う。

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の収受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼動のための万全な運営・管理を行う。

7. 理解普及活動の実施

自動車所有者・ユーザー、関係事業者に対して、法及び自動車リサイクルシステムの仕組みを十分に理解していただくため、行政機関や(社)日本自動車工業会等をはじめとする各種団体と連携をとり、本年度も引き続き広報活動等を実施する。

以上